

農業用ため池の届け出の義務化がはじまります



庄原市内のため池の様子

平成30年7月豪雨では、県内でため池が決壊し、尊い命が失われました。市内でも多くのため池が被災し、下流域は被害の危険にさらされました。

ため池は、高齢化などによる離農に伴い、使われず管理されなくなった箇所が増加しており、豪雨によるため池の決壊などの災害防止のため、安全対策が必要となります。

本年7月、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。これにより、行政がため池の管理者などの情報を把握し、災害の発生を防止することができるようになり、ため池の所有者や管理者が、ため池に関する情報を県知事に届け出ることが義務化されました。

●市から届出書を送付します

現在市が把握している農業用ため池の管理者には、ため池の届け出に関するお知らせを送付しますので、同封されている届出書の記入と提出をお願いします。

【発送時期】

10月中旬

【記入内容】

次の情報を記入してください。

- ▼ため池の名称
- ▼ため池の所在地
- ▼所有者の住所・氏名（共有名義の場合は全ての共有者）
- ▼管理者の住所・氏名、管理の内容、管理の種類（委任・賃借など）

【提出方法】

同封されている返信用封筒に入れて投函するか、建設課または各支所担当室へ持参してください。

【提出期限】

11月29日（金）

【問い合わせ】

建設課農林整備係

☎0824-73-1136

広島県農林水産局ため池・防災担当

☎0821513-3655

消費生活Q&A

こんな消費者トラブルがありました！



市民生活課市民生活係
☎0824-73-1154

排水管高圧洗浄の投げ込みチラシに注意しましょう

最近、主に戸建て住宅にお住まいの人を対象に「排水管の高圧洗浄を地域一斉工事により実施する」というチラシが出回っており、「工事しなければならぬか」などの相談が寄せられています。

チラシには「庄原市第1地区にお住まいの皆様へ」と、公共工事による工事であることを思わせる内容のほか、「格安料金により実施ができる」と書いてあります。

ありますので、十分に注意してください。

洗浄を依頼したい場合は、必ず複数の業者から事前に見積もりを取り、洗浄する箇所や内容を確認した上で、家族や周りの人に相談して決めましょう。

訪問販売で契約した場合、契約書面等を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフをすることができま



チラシの内容をうのみにして一度業者を呼んでしまふと、他の工事も勧められるなどして、結果的に高額な契約を結ばされる場合も

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は

庄原市消費生活センターへ！

☎0824-73-1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付